

返戻金制度について

◆返戻金制度に関する事項

当社の紹介により採用決定者（求職者）が入社後、一身上の都合又は自己の責めに帰すべき事由により退職に至った場合、受領した紹介手数料の一部を、下記の期間及び割合に定める金額を求人者へ返還致します。

紹介料金の返金は、採用者の退職日から1か月以内に求人者が職業紹介事業者に対し書面により報告し、退職に関する事実関係（退職理由を含む）を採用決定者（求職者）及び弊社が確認できた場合に限りします。

※紹介手数料の一部を返金する場合は、以下の通りとする。（入職後の暦日により計算）

- ・ 入社後 30 日 以内に退職した場合、紹介手数料の 80%返金
- ・ 入社後 60 日 以内に退職した場合、紹介手数料の 50%返金
- ・ 入社後 90 日 以内に退職した場合、紹介手数料の 20%返金

返金については事実確認後1か月以内に支払うものとする。

但し、以下の場合においては返戻金を支払わないものとする。

- ・ 雇用主による解雇、雇用主の責めに帰すべき事由による雇用契約の終了をした場合。
（求人者の採用決定者（求職者）に対する対応が、各種労働関連法令に違反し、それを理由に採用決定者（求職者）が一身上の都合にて退職した場合を含む）
- ・ 採用者の死亡、天災事変等の不測の事態の場合。
- ・ その他、弊社の免責が相当と認められる場合。
- ・ 短期雇用契約に基づく求職者の採用の場合。

※派遣先で就業中の派遣労働者を紹介することにより発生した紹介手数料や紹介予定派遣により発生した紹介手数料については、この返戻金制度は適用しません。

また、返戻金制度は有料職業紹介契約書により別の定めをする場合があります。